第32回社会保障審議会医療保険部会(21.7.15)における主なご意見

I 診療報酬関係

1 診療報酬の配分の見直し、「選択と集中」について

- ① 骨太に「選択と集中」とあるが、地域医療の荒廃の原因として「選択と集中」に基づいた施策があったのではないか。救急、産科等については前回改定でもすでに手厚く評価しているが、先日の医療機関のコスト調査分科会においても、入院は黒字、外来は赤字との調査結果が出ていた。財政審の建議(6月3日)でも診療所に配分が偏っているとあったが、比較的小回りがきくとされる診療所も経営状況は厳しい。開業医への志向が強いとされているが、実際はそうではない。地域医療が崩壊している中、配分の見直しではなく、やはり医療費全体の底上げが必要だ。
- ② 国民皆保険を守り、安心で質の高い医療を確保するためには、限られた財源の中で、「選択と集中」の考え方に基づき、配分のダイナミックな見直しが必要。
- ③ 診療報酬の重点化、「選択と集中」は不可避。前回、前々回の改定と同様、診療報酬の中身をグループ分けして、重点分野、効率化分野を分けて、配分を大きく変えていく必要がある。
- ④ 全体の引き上げが必要という話があったが、救急や産科・小児科をはじめとする勤務医の負担軽減などに重点をおくような検討が必要。

地域の救急医療は崩壊の危機であり、深刻に考えなければならない。診療報酬 改定だけで議論する問題ではなく、医療提供体制など地域医療全体をどうするか といった視点で考えることが必要。急性期医療に資源を集中投入するという考え 方が基本。

国民の生命・安全を保障することが大事であり、限られた財源の中で「選択と集中」と言われるが、医療を選択的に若い人に行うということになると大変だ。産科や小児科へということは結構だと思うけれど、医療の現状を見ると、むしろ「分散と公平」を図りたい。例えば、人口20~30万人に1つ分娩施設があるというようなことが「分散と公平」で、そういった観点も入れて欲しい。

⑤ 病院と診療所の再診料の格差是正については、積み残しという認識。また、効 率的な医療提供体制の確立を目指し、地域医療の連携を強化すべきだ。

「選択と集中」の考え方に基づいて、限られた資源の中で病院と診療所の格差をどう考えるのか、その上で救急・産科・小児科等にどう重点化していくかを考えていく必要がある。

前回の改定における病診の配分見直しは切り込みが足りなかったのではないか。

⑥ 財政の問題がある中で、安心・安全な医療の確保をどう評価するか。薬を安心・安全に患者に提供していくには、単に「選択と集中」ではなく、しっかりと仕事を果たせるような診療報酬体系を念頭に置いていただきたい。

2 厳しい保険者財政について

- ・ 診療報酬の引き上げには、厳しい経済情勢、健保組合の財政状況を考慮する必要がある。
- ・ 診療報酬の引上げは、保険料にはね返ることも踏まえて議論すべき。後期高齢者の拠出金や経済不況などにより、保険の財政状況は厳しい。
- ・ 経済の低迷の下、保険料収入の落ち込み等で、協会けんぽの財政は極めて厳しい状況にある。保険料負担の増大につながるような診療報酬全体を引上げるような状況ではない。
- ・ 国保全体として財政状況は厳しい。平成 21 年に国保への財政支援措置が切れるので、制度の継続と拡充は必ずやっていただきたい。
- ・ 健保組合全体で 21 年度予算 6 兆円に対して、赤字が 6,150 億円で 1 割にも達する。20 年度から 2 年連続で巨額の赤字。解散する組合も増えている。診療側、支払側の両方の事情を勘案しなければならない。

3 個別分野の診療報酬について

① 歯科医療

- ・ 国民は今、安心できる社会保障を求めている。歯科医療は生活の基本を支える医療であり、健康長寿の実現に資する。骨太2009にも8020運動が明記された。平成20年度改定では、在宅医療の推進の一貫として、在宅での歯科医療の充実を掲げて頂いたが、まだ不十分。次期改定では、多くの歯科診療所が在宅医療のネットワークに入り、住民の安心の確保に貢献できるよう配慮してほしい。
- 平成8年から平成19年まで、歯科医療費は2兆5千億円程度で推移している。1診療所単位で見ると、この間に保険収入は約15%の減収となっているとの調査結果もある。十分な改定率をもって重点的に評価していただきたい。

② かかりつけ医

- ・ 高度な治療が必要か否かを判断できる場所が必要。そのためには、家庭状況を含めてトータルに理解している医者が必要だ。今後、高齢化が進行していく中で、皆が刹那的に医療を受けていては、医療体制が崩壊するのではないかと危惧している。後期高齢者診療料について、かかりつけ医の芽が出かかっていると思っていたが、実際は利用されていない。利用率が低いからといって廃止するのではなく、利用を促進する方向で検討していただきたい。
- ・ 後期高齢者診療料については、届出された医療機関のうち1割の患者しか利

用していない。この点数の趣旨は、多受診を抑えようという意図があったが、 厚労省の調査によれば、75歳以上の9割弱が1~2箇所しか受診していない。 かかりつけ医は、医療費の削減にはつながらないのではないか。エビデンスに 基づく議論をしてほしい。

③ 救急医療

・ 救急の軽症患者にどう対応するかが問題。軽症者を入り口で止め、軽症者の 心の不安にどう対応するかが問題。そういったことについて、看護師や薬剤師 のチームでどう対応するか、そこに対して診療報酬も対応する必要がある。

4 予算と診療報酬

- ・ 救急などは予算措置がなされているが、診療報酬との重複がないように役割分 担の明確化が必要ではないか。
- 予算で対応しているところ、診療報酬でみるところの役割分担も考えるべき。

5 その他

・ 診療報酬の見直しの基本方針は、総額のプラス・マイナスが出る前に策定する こととされているのが悩ましい。プラス・マイナス両方をにらむことになるから、 基本方針の記述は慎重に検討することになろうか。

Ⅱ 診療報酬以外

- ・ これから高齢化社会で医療費が増大していく。診療報酬の相互扶助の仕組みにも 限界があるのではないか。各自の自助努力についても検討が必要なのではないか。
- 社会保障費の国際比較を見ると、日本は決して高くない。
- ・ 昨年富山県に行ったら、救急搬送のその年度増加分の9割が高齢者であった。在 宅の高齢者医療が不十分なこと、また、老健施設や特別養護老人ホームで救急対応 できないために、救急車の要請をしている場合が多いのではないか。これで若い人 の救急の受診機会を奪うことがあってはならない。
- 少子化対策などの若い世代のための財源を奪うようなことがあってはならない。 あるべき日本の姿を議論し、必要な財源は作るべきだ。
- ・ 後期高齢者の制度は、何故75歳でわけたのか、今でも疑問だ。医療の内容は連続しており、75歳の前後で変わるわけではない。